東京農工大学全学共通教育機構の運営に関する要項の一部改正

現行	改正案	改正理由
本則 (事務) 第5条 機構に関する事務は、関係部局の協力を得て学務課 <u>教育</u> <u>支援室</u> が処理する。	本則 (事務) 第5条 機構に関する事務は、関係部局の協力を得て学務課が処 理する。	

附 則(令和元年12月1日規程第24号) この要項は、令和元年12月1日から施行する。